

急遽見送りとなり継続審議となった。これは、同年7月に米国が4省共同での警告的勧告を公表したことを念頭に、在香港の高官に対する制裁に従わないと、中国・香港の金融機関が金融制裁を受け、ドル取引ができなくなり、外資の撤退など香港の国際金融センター機能への著しい影響が生じる恐れがあることが指摘されたことが背景にあると報じられていた。

- ・他方、当時の香港の林鄭月娥行政長官は、あくまで香港適用を支持し、今年の中国全人代常務委での審議に言及していた。現時点では、常務委での審議はなされてはいない。
- ・しかし、5月8日の香港行政長官選挙により、警察出身で21年より政府ナンバー2の政務官だった李家超氏が当選した（7月1日就任予定）。李家超新長官は、香港国家安全維持法に基づく一連の取締りを主導し、米国政府により香港自治法に基づき、「香港自治の侵害」に関与したとして、制裁対象となっている。
- ・同氏は、当選後の記者会見で「内外の脅威や破壊に対抗し、香港の安定と国家の主権、安全、発展的利益を守っていく」と抱負を述べた。公約には、「香港独自の国家安全条例の制定も盛りこまれている（時事通信 22.5.15 付、NHK 22.5.8 付）。
- ・また、6月19日には、政府ナンバー2の政務官に、国家安全維持委員会事務局長と務めた陳国基氏が任命された。やはり米国の制裁対象となっている。
- ・過去の長官は、財界や官僚出身者が中心だったが、治安畑出身の李家超新長官や陳国基政務官については、以下の点が注目される。

①反外国制裁法の香港適用について、どう動くか？

②米国の香港自治法に基づく自らを含む制裁対象者と、中国・香港の金融機関との間の取引停止状態について、どう動くか？

○反外国制裁法については、以下の CISTEC 資料を参照。

◎中国の「反外国制裁法」の施行について（仮訳添付）（2021.6.15 改訂 1 版）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>

■中国政府による中国企業の海外上場規制の動向 —経済の混乱と政策の揺り戻し

< 21年7月以降の「共同富裕」政策による経済の混乱と、海外上場規制の推進 >

- 米国での中国企業の上場規制については、先述の米国議会・政府によるものとともに、中国政府主導によるものがある。中国政府の規制は混乱が続いている。
- 中国政府は、21年7月以降、習近平主席の「共同富裕」政策を強力に推進し、経済政策も激変した。その結果、様々な混乱が生じることになった。成長と雇用を支えてきた民間企業の勢いは失われ、長く続いた不動産投機の強力な規制により、中国の成長の「原動力」の柱であった不動産業界はデフォルトの危機に陥り、富裕層の有力な資金源が失われ、土地使用権売却収入に大きく依存してきた地方政府は財政危機に陥った。そのような混乱の中で、ゼロコロナ政策による上海、北京を含むロックダウンが大規模に継続され、更に経済混乱に拍車がかかった。

このような中国経済の混乱に加えてロシアのウクライナ侵攻もあって中国に対する警戒も高まり、中国から海外への資金流出と人民元安が急速に進んでいる。

- 中国企業の海外上場規制についても、そのような混乱の中で紆余曲折が続いている。

発端は、21年6月末に行われた中国配車サービス最大手の滴滴出行（ディディ）の大規模な米国上場が、その直後に中国当局によって同社が問題視されたことに端を発する。

国務院・党中央の「証券分野の違法活動を厳重に取り締まる方針」（21.7.6）、サイバースペース管理局の「海外上場前のサイバーセキュリティ審査規則」（21.7.10）、学習塾企業の非営利化と活動制限の一環としての海外上場規制（21.7 下旬）と短期間に海外上場規制が導入された。念頭にあったのは、以下の2点であった。

- ・海外への機微情報等の流出防止（IPO 資料や米国「外国企業説明責任法」対応等を通じての流出やネットビジネスを通じての流出等の防止）
- ・「VIE（変動持ち分事業体）」スキームによる迂回上場の規制（黙認されてきたケイマン諸島等を通じた脱法的側面がある上場スキームの規制）

- 21年末に国家発展改革委員会と商務部は、海外上場の承認を義務付ける方針を明らかにした（予測されたような一律禁止ではなかった）。内容としては、外資参入を制限している分野の企業が海外で上場する場合、規制当局の審査と同意を義務付けるほか、海外投資家が対象企業の経営に参加することを認めないというものである（中国は情報通信やメディア、教育分野で外資参入を禁止）。

<21年12月以降の政策の揺り戻し>

- 中国企業の海外上場は、民間企業の発展を支えるとともに、中国政府の有力な外貨獲得ルートの一つでもあることから、その規制は中国経済にとってもマイナスとなる。経済の混乱が進む中で、中国政府の方針に見直しの兆候が現れるようになり、21年には繰り返し強調された「共同富裕」への言及は少なくなった（22年3月の政府活動報告での言及はごく僅かだった）。
- 経済政策を主導する劉鶴副首相が3月16日に「金融安定発展委員会」を開催し、同委員会は「市場に有利な政策を積極的に導入すべき」とし、「資本市場に大きな影響を与える政策については、政策期待の安定ならびに一貫性を保つため、事前に金融管理部門と調整すべき」「インターネットプラットフォーム企業の規制は「規格化され、透明で予測可能な」ものであるべき」と指摘した。更に、「経済発展の継続は中国共産党にとって第一の優先事項」とも指摘した。
- 更に、中国は国外上場を支持するとし、米上場の中国銘柄の問題を巡っては米当局との協議で前向きな進展があり、双方は具体的な協力プランの策定に取り組んでいると新華社は報道した（ブルームバーグ22.3.16付、同3.17付）
- そしてその2か月後の本年5月17日の人民政治協商会議（政協）が開いたデジタル経済の健全な発展をテーマにした会議で、劉鶴副首相は、中国のインターネット企業による国内外での上場を「支持する」との方針を表明した。民間企業について「持続的で健全な発展を支持する必要がある」と強調した。（産経新聞22.5.18付）
- しかし、先述の通り、米国当局のSECは、中国企業の米国上場問題についての協議は進展はあるものの、まだ重要な問題が残っており、「（合意に達したとしても）最初の一步にすぎないだろう」と

述べ、上場廃止警告リスト等への掲載を進めている（既に上場中国企業の半分近くを掲載済）。

<滴滴（DiDi）の上場廃止問題>

- このように中国政府の方針の見直しがある中で、21年6月末にニューヨーク株式市場に上場した滴滴（DiDi）は、米国上場廃止の方針を固め、5月23日の臨時株主総会で承認された。6月初めに米当局に届け出る予定とされている（6月13日までに既に廃止され撤退したととのこと（産経新聞22.6.13付））。
- その上場廃止までの経緯を見ると、中国政府内の方針は一本化されていないように見える。
- 滴滴は昨年21年6月に上場した際に、当局からの見合わせ要請に応じなかったが、中国サイバースペース管理局（CAC）はその数日後に、国内利用者データの扱いを巡りサイバーセキュリティ上の審査を開始し、滴滴のアプリ配信停止を命じた。
- その後、11月下旬の米メディアでは、中国当局は米株式市場から撤退する計画をまとめるよう求めているとし、純粋な非公開企業とすることや香港に上場先を切り替えるといった案が検討されているとの関係者の説明が報じられた（ブルームバーグ22.11.26付）。
- そして、同年12月3日に至り、同社は米国上場廃止手続きの開始と、香港での上場に向けた準備に入ったとの声明を発表した。しかし、その後本年3月11日に香港上場準備を停止し、その背景として、CACがセキュリティーならびにデータ漏えいを防止する同社の案は不十分だと伝えたことが報じられた（ブルームバーグ22.3.11付）。
- そのCACの動きの背景として、CACが同社の処分案（是正案）の4月公表を目指して同社と協議していたが、中央政府当局は処分案が寛大すぎるとして不満を示し修正を要求したため、香港上場の計画も中断した旨が報じられた（ブルームバーグ22.4.21付）。
- その後審査が続き、同社は本年5月12日に、審査に従うためデータの安全性に関する内部管理システム改善など既に是正措置を講じたと説明するとともに、他方で、審査を終えるには米上場廃止の完了も必要になるとした。（ロイター22.5.12付）
- このように時系列で見てくると、本年3月初めまでは中国政府内の方針の混乱が続いていたが、劉

鶴副首相が3月中旬以降、経済安定に向けて政府内を主導するようになって、海外上場についての方針が安定してきたかに見える。

■習近平中央軍事委員会主席が「軍隊の戦争以外の軍事作戦の綱要（試行）」を公布

○習近平中央軍事委員会主席は、「軍隊の戦争以外の軍事作戦の綱要（試行）」に署名し公布した。22年6月15日から施行される。新華社が伝えた。

○具体的内容は不明であるが、新華社電を伝える人民網日本語版（22.6.14日付）では次のように説明されている。

『綱要』は、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、習近平軍強化思想を深く貫徹し、「総体国家安全保障観」を堅持し、リスクと試練の効果的な防止と解消、緊急事態への対処と処置に着眼し、人民大衆の生命と財産の安全を保護し、国家の主権・安全保障・発展上の利益を守り、世界の平和と地域の安定を維持し、軍事力の運用方式を革新（注：原文は「創新」）し、軍隊の戦争以外の軍事作戦の組織と実施を規範化するものであり、新時代の軍隊の使命と任務の効果的な遂行にとって重要な意義を持つ。

○ロシアによるウクライナ侵攻の短期攻略に失敗し持久戦化していることを教訓に、台湾の短期制圧を想定したものではないかとの指摘もある。

○前提の通り、6月15日に行われた中露首脳電話会談では、「軍事面や軍事技術面の協力のさらなる発展についても言及した」ほか、核心的利益や重大問題における「相互支持」を呼びかけたと報じられており、上記綱要も台湾統一が念頭にあると考えられる。

EU等の規制動向

■これまでの一連の対中対抗措置

○「グローバル人権侵害制裁制度」の導入（20.12）
ウイグルでの人権侵害も念頭において制定された人権侵害に関する包括的な制裁制度であり、米国のグローバル・マグニツキー法と同様の枠組みとなっている。

○EU・中国包括的投資協定（CAI）の審議凍結（21.2）
EUによる前掲の「グローバル人権侵害制裁制度」

に基づく対中制裁（ウイグルでの人権侵害関連での当局者への制裁）への報復として、中国がEU議会議員等を制裁したことにEU議会が硬化し、20年12月に中国にとって（対米牽制的意味も含めて）大きな外交成果だったCAIの審議を凍結した。

○補助金を受けた企業買収、公共入札での事前通知義務規制案（21.5）

中国の巨額の補助金による競争条件の歪みを問題視し、対EU投資、公共入札において、補助金の有無について事前通知義務を課す案をまとめ、現在審議中。近々採択見通しとも報じられているが、米日等産業界は強い懸念を有するともいわれ、調整中。

○台湾との関係強化

- ・台湾との経済連携強化を含むアジア太平洋戦略を発表（21.9）
- ・欧州議会が台湾との政治的関係強化勧告の文書採択（21.10）

■「反経済威圧行動措置法案」の審議（21.12～）

○中国はこれまで戦狼外交を展開し、エコノミックステイトクラフト的経済圧力を政治外交ツールとして多用してきたが、これに対する反発も広がった。

○台湾との経済関係を、EU加盟国の中には強める国もあり、EUとしても前掲のように政治的、経済的関係強化の動きがみられるが、台湾との関係を強めるリトアニアに対して中国が貿易面等での経済的圧迫を強めたことを契機に、「反経済威圧行動措置法案」が21年12月に提出され、審議が行われている。

○これは、加盟国が外国から不当な圧力を受けた場合、特惠関税一時停止、知的財産権、対内投資、金融サービス、公共調達、衛生植物検疫、化学品規制の中から対抗措置を選択するとの枠組みで、加盟国の全会一致不要で、欧州委が認定することで機動的発動が可能となるというもの。

■ドイツ政府が、フォルクスワーゲン（VW）の中国関連投資保険の延長を却下

○フォルクスワーゲン（VW）が中国でのプロジェクトに絡んで申請していた国外投資保険の延長を

ドイツ政府が却下した旨、ロベルト・ハーベック経済相が明らかにした(5月末)。ウイグル族に対する中国政府の人権侵害を理由としており、「ウイグル人の強制労働と迫害に直面し、わが国は新疆におけるいかなるプロジェクトにも政府保証を提供することはできない」と指摘した。

- VWは提携先の上海汽車(SAIC)と共同で2013年から新疆ウイグル自治区の首府ウルムチで完成車工場を運営しているが、独経済省は申請却下の理由を、当該プロジェクトは「新疆ウイグル自治区の事業拠点と関係がある、あるいは関係する可能性を排除できない」ためだと説明した。
- 新疆ウイグルでの人権侵害に関しては、収容施設での侵害状況を示す資料「新疆公安ファイル」が5月24日に報じられたことで、外交問題にも発展。リントナー財務相は「ショックを受けた」と明言し、ベアボック外相は中国の王毅外相とのテレビ会談で、「新疆における最も重大な人権侵害についての報告と新たな証拠書類」について協議し、事実関係の明確な説明を要求した(以上、FBCドイツ経済ニュース2022.6.1号、WSJ22.6.3付)

■英政府が中国企業傘下の英半導体企業買収を調査開始

- 英民間企業・エネルギー・産業戦略相は、本年6月に入り、中国半導体メーカーのオランダ子会社であるネクスペリアによる英半導体メーカーのニューポート・ウエハー・ファブ買収について、国家安全保障に関する調査を開始した(WSJ22.6.4付、ロイター22.6.25付)。
- この買収は、昨21年7月に行われている。同年4月に「国家安全保障及び投資法2021」の成立し、安全保障上の観点から、支配権を取得する投資について政府による「審問権」「質問通告権」が導入され、投資後5年後まで審査可能となったことからこの買収に対する調査が開始されるかどうか注目されていた。ジョンソン首相は当初調査開始するとしていたが、その後動きがなかったところ、約1年経過した時点で、調査が開始されることとなった。
- その背景として、米国政府側からの水面下で、EV電池に必要な半導体のサプライチェーンの構築の観点から、働きかけが合った旨の報道がなされて

いる(上記WSJ記事)。

- ニューポート社は、自動車向け半導体のほか、5Gや顔認証技術に不可欠な高機能の化合物半導体も手掛け、複数の英国の大学と提携関係にあるとのこと(ブルームバーグ21.7.8付)

<全体まとめ>

- 対中包括対抗法案である「米国競争法案」の上下院案の一本化作業が進展しつつあり、大きな論点だった対外(対中)直接投資規制案が合意に達したことが公表されたことから、残りの論点(気候変動関連等)もあるが、夏の休会入りまでに採決に至るかが焦点になっている。
同法案は、中国側にとっても厳しい(受け入れ難い)内容が多く、そのロビイング活動に対してレモンド商務長官が批判するなどの動きもあり、成立後の展開が注視される。
- 中国側が海外上場を支持する方向性が出て、米国当局はこれを認めず、当初方針通り、年ごとの(監査受入拒否等の)「確定リスト」に大量掲載するに至った。
仮に監査情報の開示が今後米国側の要求を満足させることとなったとしても、中国政府・共産党の支配下でないことの証明ができるのかももう一つの焦点になる。
「中国共産党中央委員会工作条例」の制定(20年9月)により、習近平総書記を核心とする党中央の指導に絶対性を制度的担保し、「新時代の民間経済統一戦線の強化に関する意見」の公布(20年9月)により民営企業を党の統制下に置き、「中国共産党組織工作条例」の制定(21年5月)により、民営企業を含む全ての基層組織の党組織を通じた「党中央の権威と集中統一指導」の貫徹が強調された。単に株式構成や経営幹部が政府・党と直接関係あるかというだけでは判断できなくなっていることから、米当局がどう判断するかが注目される(その問題意識は、米議会USCC報告書21年版でも指摘されている)。
- また、米国議会からは、単に米国上場の問題に留まらず、香港・中国市場も含めて、米国金融界の

投資行動が問題視されるようになってきており、上記 USCC 報告書でのその関連の提言に即した規制がなされるのかどうかもまた注視されるところとなっている。

USCC 報告書 21 年板の解説については、以下の CISTEC ジャーナル記事を参照。

◎米議会 米中経済・安全保障調査委員会 21 年版
年次報告書 主要提言内容についての解説—経済
関連規制に関わるものを中心に

https://www.cistec.or.jp/journal/data/2201/05_tokusyuu01.pdf

※原文 <https://www.uscc.gov/annual-report/2021-annual-report-congress>

○人権関連の規制、制裁の枠組みと同志国連携による対応が焦点となってきているが、他方で、新疆ウイグルの人権侵害問題については、収容所の実態に関してのいわゆる「新疆公安ファイル」がメディア報道されたことを契機に、欧米でも改めて大きな 이슈になっている。今後、我が国において未整備の人権関連の規制、制裁の枠組みの構築も含めて、西側諸国連携による対応がどう展開されていくかについて注視が必要となっている。

○台湾問題については、6月中旬に至って、にわかに米中双方の姿勢の尖鋭化が目立ってきている。もともと中国は、国家安全法制の整備を続けてきており、21 年初め以降、動員法制、海洋の現状変更に向けた法制整備を完了している。民間船舶の軍民融合も高度化している。ロシアのウクライナ短期制圧失敗と西側諸国の制裁を念頭においた台湾対応を検討している可能性が高いと思われ、有事・準有事の発生可能性も念頭に置いておくことが必要になってきていると思われる。

以上